

## 【申立てが必要な手続】

本人に宛てた郵便物等を成年後見人が受け取ることはできますか。

### 1 郵便物等の回送

本人が自ら郵便物等を管理することができず、成年後見人が本人宛ての郵便物等の存在や内容を任意の方法によって把握できないことにより、後見事務の遂行に支障が生ずることがあります。このような問題を解決するため、成年後見人の申立てを受けて、裁判所から信書送達事業者（集配郵便局等）に対し、期間を定めて、本人宛ての郵便物等を成年後見人に配達（回送）すべき旨を嘱託する制度が新たに設けられました（民法860条の2）。

郵便物等の回送嘱託の申立てにあたってはその必要性の疎明が必要となりますが、郵便物等の回送は本人の通信の秘密（憲法21条2項後段）の制約を伴うものであるため、冒頭に記載した事情によって後見事務に支障が生ずるような場合に限り必要性が認められるものと解されます。

回送嘱託期間は6か月を超えることができませんが、この回送嘱託期間内において本人の財産状況等を把握できず、これについてやむを得ない事情がある場合には再度の申立てが認められることがあります。

なお、保佐人や補助人、未成年後見人、任意後見人は郵便物等の回送嘱託の申立てをすることができません。

### 【郵便物等の回送嘱託申立ての必要書類】

- (1) 郵便物等の回送嘱託申立書（3枚つづり）

記載例参照

- (2) 収入印紙800円分

- (3) 郵便切手1257円分

（内訳500円2枚，84円3枚，5円1枚）

※ 嘱託先が複数の場合、嘱託先が1増えるごとに84円を加算してください。

- (4) 申立人以外の財産管理権を有する成年後見人、成年後見監督人の同意書（選任されている場合のみ）

- (5) 回送嘱託の必要性に関する疎明資料

- (6) 住民票（本人又は申立人に住所変更があった場合のみ）

※ 申立後に追加資料の提出を求めることがあります。

## 2 事情に変更が生じた場合

回送嘱託の審判があった後に本人と成年後見人が同居することになったり、本人や成年後見人の住所に変更があったりした場合など、事情に変更が生じたときは、回送嘱託の取消し又は変更の申立てをしてください（申立てに必要な書類については、裁判所にお問い合わせください。また、その他の申立書式については、千葉家庭裁判所のホームページにも掲載しています。）。

### **本人が死亡した場合**

回送嘱託期間中に本人がお亡くなりになったときは、成年後見人は回送嘱託先の集配郵便局等に本人が亡くなった旨を速やかに届け出て、郵便物等の回送を終了してもらう必要があります。届出の方法は、回送嘱託先の集配郵便局等にお尋ねください。